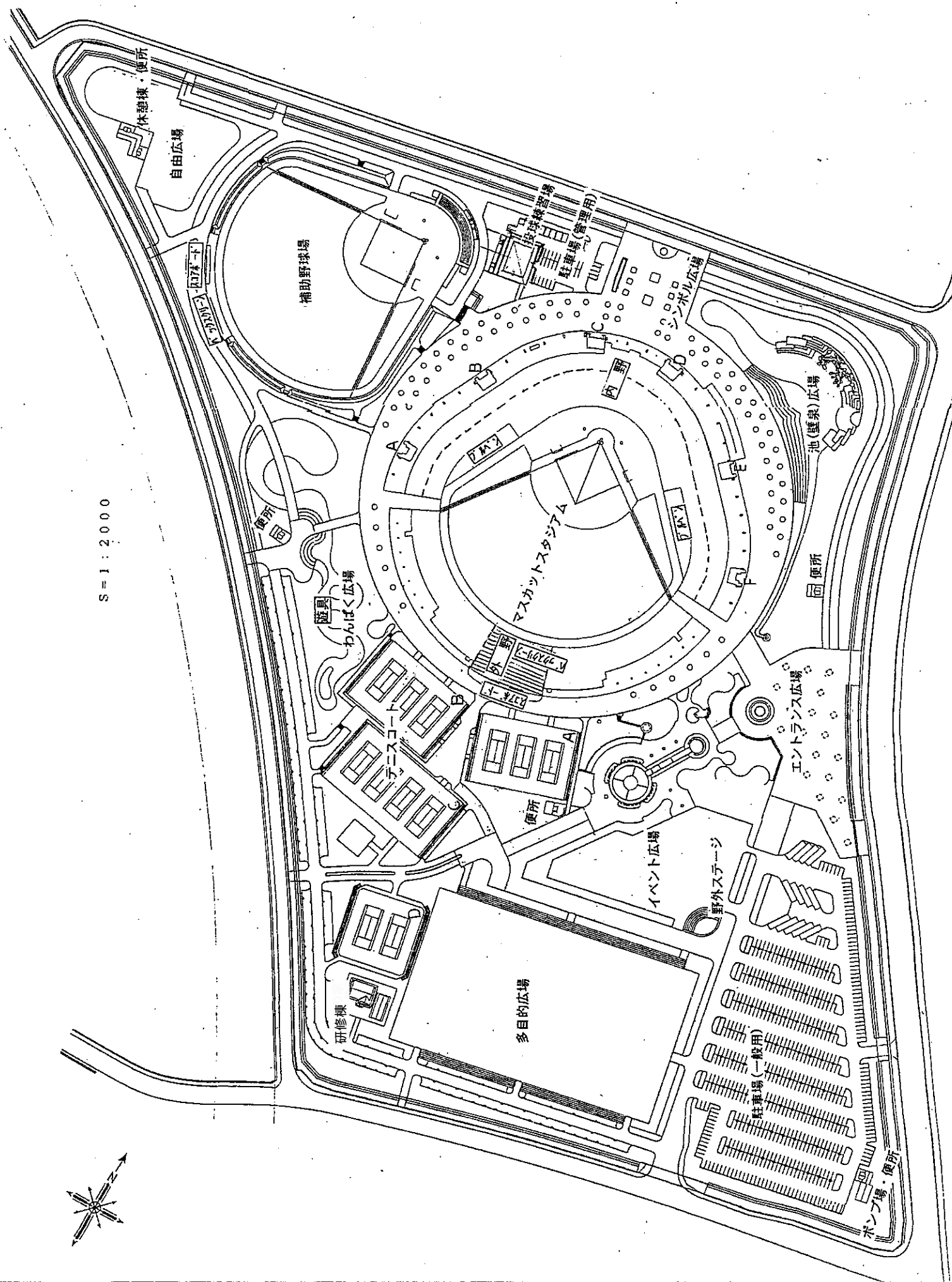




岡山県倉敷スポーツ公園施設概要

(1) 野球場

野球施設名称		野球場（マスカットスタジアム） 〔平成 7 年竣工〕	補助野球場 〔平成 7 年竣工〕
グラウンド 状況及び規模	内 野	黒土	黒土
	外 野	天然芝（一部人工芝）	天然芝
	ファールエリア	人工芝	黒土
	面 積	1 5, 1 0 2 m ²	1 3, 9 1 7 m ²
	両 翼	9 9. 5 m	9 9. 5 m
	中 堅	1 2 2 m	1 2 2 m
観客席	内 野 1 階	1 0, 7 6 9 席	4 0 0 席
	内 野 2 階	9, 4 7 8 席	
	外 野	1 0, 2 4 7 席	芝生 1, 0 0 0 席
	計	3 0, 4 9 4 席	1, 4 0 0 席
ナイター設備	バッテリー間	2, 5 0 0 ～ 3, 0 0 0 ルクス	7 5 0 ルクス
	内 野	2, 0 0 0 ～ 2, 5 0 0 ルクス	5 0 0 ルクス
	外 野	1, 5 0 0 ～ 2, 0 0 0 ルクス	3 0 0 ルクス
スコアボード	方 式	L E D	L E D
更衣室	ロ ッ カ ー	1 塁・3 塁側 4 室 (2 5 名 / 室)	1 塁・3 塁側 2 室 (2 5 名 / 室)
	シ ャ ワ ー	2 4 台 (6 台 / 室)	4 台 (2 台 / 室)

(2) 野球場以外の施設

		施設名称	概要	
運動施設	外野スタンド施設	室内練習場	投球練習 トスバッティング等	
		トレーニングルーム	キャンプ等の野球場利用者専用	
		スカッシュコート	シングルスコート4面	
		武道場	5 3 6 m ² (9 6 畳×2面)	
		エアロビクススタジオ	1 1 5 m ²	
		トレーニングジム	1 3 1 m ² 一般利用者用	
		ミーティングルーム	4 0 m ²	
		スポーツ展示室	岡山県に縁のある野球選手ユニホーム等	
	投球練習場		同時5人投球可能 (一部屋根あり雨天可) 5 2 6 m ²	
	テニスコート		全天候型 (砂入り人工芝) 1 2 面 (3 面・3 面・4 面・2 面) ナイター照明	
園路広場	多目的広場		サッカー・ラグビー・ソフトボール2面	
	イベント広場		4, 4 4 4 m ²	
	自由広場		3, 5 9 6 m ²	
	ジョギングコース		スポーツ公園外周コース 1, 5 6 0 m マスカットスタジアム外周コース 6 7 0 m	
	1 1 M園路		4 6 0 m	0.51 ha
	5 M園路		8 0 0 m	0.40 ha
修景施設	エントランス広場		噴水	2.76 ha
	わんぱく広場		池 木製遊具	
便益施設	コートサイド広場			0.41 ha
	研修棟		木造平屋建2棟 A棟 和室1 4 2 m ² B棟 フロアカーペット7 7 m ²	
駐車場	常設	一般駐車場	普通車 5 9 4 台 バ ス 1 3 台	
		管理用駐車場	普通車 4 2 台	
	園内臨時	多目的広場	普通車 6 0 4 台	
		イベント広場	普通車 1 6 9 台	
		自由広場	普通車 1 1 9 台	
		園路	普通車 4 3 4 台	
	園外	山陽自動車道高架下	普通車 2 8 6 台	

倉敷スポーツ公園 有料公園施設利用状況一覧表

施設名	令和 6 年度			令和 7 年度		
	許可件数	利用者数 (人)	利用料収入 (千円)	許可件数	利用者数 (人)	利用料収入 (千円)
マスカットスタジアム	202	168,367	29,159	141	145,302	26,433
広告収入			15,253			15,864
補助野球場	163	20,701	3,229	175	22,815	3,655
武道場	1,502	31,512	3,828	1,455	33,554	3,852
エアロビクススタジオ	581	9,042	1,223	530	9,145	978
スカッシュコート	2,466	9,672	3,921	2,487	9,556	4,067
トレーニングジム	2,619	2,619	931	4,549	4,549	1,440
テニスコート	12,300	65,020	21,315	12,103	68,657	22,788
投球練習場	179	1,292	269	162	1,069	267
研修棟	518	6,114	1,324	485	6,152	1,329
多目的広場	630	35,547	2,914	530	31,458	2,811
イベント広場	2	1,070	1,138	5	1,960	869
自由広場	0	0	0	3	820	0
自動販売機			6,917			6,289
臨時売店			4,048			4,521
計	21,162	350,956	95,468	22,625	335,037	95,163

(単位：日)

野球場 年間内訳		マスカットスタジアム		補助野球場	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
プロ野球	試合	4	4	0	0
	準備日等	1	2	5	6
	キャンプ	0	0	0	0
社会人	試合等	16	18	10	12
	予備日	9	9	3	0
大学	試合等	13	8	6	7
	予備日	1	3	4	3
高校	試合等	31	26	37	32
	予備日	20	16	18	16
少年	試合等	20	25	22	29
	予備日	6	6	4	5
その他（練習・イベント等）		55	25	40	56
雨天中止		10	3	8	7
整備日	通常	77	51	96	130
	冬期	80	169	81	81
空き		12	5	29	21
計		355	370	363	405

資料 4

倉敷スポーツ公園管理に係る収支の状況

		令和 6 年度	令和 7 年度	備考
収 入 額 A		319,522,609	312,021,580	
内 訳	指定管理料	151,460,000	159,391,000	
	利用料金収入	95,467,853	95,163,484	
	事業収入	6,072,660	6,343,830	
	その他	66,522,096	51,123,266	県委託修繕費、運用利息等
支 出 額 B		319,522,609	312,021,580	
内 訳	人件費	91,646,061	95,614,225	
	作業員等賃金	5,243,800	5,065,500	
	光熱水費	49,293,959	44,724,739	
	燃料・ガス	1,838,863	1,581,067	
	上下水道	5,049,115	4,567,378	
	電力	42,405,981	38,576,294	
	外部委託費	102,121,910	105,761,700	
	運営費	27,288,499	26,742,736	需用費、役務費、使用料、旅費、広告宣伝費等
	公課費	6,733,000	7,515,600	
	施設修繕費	37,195,380	26,597,440	
収 支 額 A－B		0	0	
県への納入金		96,250	16,720	
修繕費清算金		0	0	

岡山県倉敷スポーツ公園 利用料金一覧表 （単位 円）

令和8年9月1日 改正

◆ マスカットスタジアム ◆

区 分	体育目的の利用			体育目的以外の利用	
	アマチュア		アマチュア 以外	営利を目的と するもの	営利を目的と しないもの
	高校生以下	その他			
9:00～12:00	3,500	7,000	70,000	70,000	35,000
	4,200	8,400	84,000	84,000	42,000
12:00～17:00	5,800	11,600	116,000	116,000	58,000
	6,960	13,920	139,200	139,200	69,600
17:00～21:00	5,800	11,600	116,000	116,000	58,000
	6,960	13,920	139,200	139,200	69,600
9:00～21:00	12,300	24,600	246,000	246,000	123,000
	14,760	29,520	295,200	295,200	147,600

※ 下段は、土・日・祝日の利用料金です。
上記利用料金には、トレーナー室・バッティングミラー室を含みます。

- 1) 入場料を徴収する場合は、次により算定した額
(ただし、入場者の入れ換えを伴う場合は、催物1回ごとの合計額)
アマチュアの場合、最高入場料×100と料金表のいずれか高い額
アマチュア以外(高校生以下)の場合、最高入場料×80と料金表のいずれか高い額
アマチュア以外の場合、最高入場料×300と料金表のいずれか高い額
- 2) 催物に係る準備、撤去等で利用する場合も上記料金表を適用します。
- 3) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。

マスカットスタジアム 附属設備及び器具

区 分	単位	利用料金	区 分	単位	利用料金
放送設備	1式1日	5,700	電気設備	1Kw/h	50
スコアボード	1時間	4,700	券発所	1時間	720
大会関係者室	1室1時間	750	プロテクター	1個1日	510
更衣室	1室1日	2,900	マスク	1個1日	160
室内練習場	1時間	2,500	レガース	1組1日	160
防球ネット	1台1日	360	扇風機	1台1日	360
ピッチングマシン	1台1時間	460	ストーブ	1台1日	360
バッティングゲージ	1台1日	2,400	ソフトボール用ベース	1組1日	900
トレーニングルーム	1室1時間	1,800	長机	1脚1回	70
テレビ・ラジオ放送室	1室1日	6,700	パイプ椅子	1脚1回	50
会議室	1室1時間	820			

※ 更衣室(野球場)は、2室に分かれる1室を単位とします。

- 1) 照明は、全灯～1/5点灯できるため、表の額に割合を乗じた額
- 2) スコアボード及び放送設備の利用は、操作指令室の利用を含みます。
- 3) 大会関係者室とは、ミーティングルーム・監督室・コーチ室・審判員室・審判員控室・役員室・予備室(女子更衣室、控室)・記者会見室等
- 4) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。

マスカットスタジアム 照明設備

区 分	単位	アマチュア	アマチュア以外
全灯	1時間	42,700	213,600
4/5	1時間	34,160	170,880
3/5	1時間	25,620	128,160
2/5	1時間	17,080	85,440
1/5	1時間	8,540	42,720

◆ 補助野球場 ◆

区 分	体育目的の利用			体育目的以外の利用	
	アマチュア		アマチュア 以外	営利を目的と するもの	営利を目的と しないもの
	高校生以下	その他			
9:00～12:00	2,500	5,000	50,000	50,000	25,000
	3,000	6,000	60,000	60,000	30,000
12:00～17:00	4,100	8,200	82,000	82,000	41,000
	4,900	9,800	98,000	98,000	49,000
17:00～21:00	4,100	8,200	82,000	82,000	41,000
	4,900	9,800	98,000	98,000	49,000
9:00～21:00	8,500	17,000	170,000	170,000	85,000
	10,200	20,400	204,000	204,000	102,000

※ 下段は、土・日・祝日の利用料金です。

- 1) 催物に係る準備、撤去等で利用する場合も上記料金表を適用します。
- 2) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。

補助野球場 附属設備及び器具

区 分	単位	利用料金	区 分	単位	利用料金
放送設備	1式1日	740	更衣室	1室1日	870
スコアボード	1時間	2,000	電気設備	1Kw/h	50
大会関係者室	1室1時間	750			

※ 上記表以外の器具については、マスカットスタジアムの「附属設備及び器具」の利用料金とします。

- 1) スコアボード及び放送設備の利用は、放送室の利用を含みます。
- 2) 大会関係者室とは、本部室・審判員室・記録員室・控室
- 3) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。

補助野球場 照明設備

区分	単位	利用料金	
		アマチュア	アマチュア以外
全灯	1時間	8,500	42,700
1/2	1時間	4,250	21,350

◆ 投球練習場 ◆

区 分	体育目的の利用		
	アマチュア		アマチュア 以外
	高校生以下	その他	
9:00～12:00	360	720	7,200
	430	860	8,600
12:00～17:00	580	1,160	11,600
	700	1,390	13,900

※ 下段は、土・日・祝日の利用料金です。

- 1) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。

岡山県倉敷スポーツ公園 利用料金一覧表 (単位 円)

令和8年9月1日 改正

◆武道場◆ (636㎡)

区 分	体育目的の利 用	体育目的以外の利用	
		営利を目的と するもの	営利を目的と しないもの
6:30~9:00	1,800	18,000	9,000
	2,160	21,600	10,800
9:00~12:00	2,100	21,000	10,500
	2,520	25,200	12,600
12:00~17:00	3,600	36,000	18,000
	4,320	43,200	21,600
17:00~21:00	3,600	36,000	18,000
	4,320	43,200	21,600
9:00~21:00	7,500	75,000	37,500
	9,000	90,000	45,000
時間帯によらない利用 (1時間)	950	9,500	4,750
	1,140	11,400	5,700

※ 下段は、土・日・祝日の利用料金です。

- 1) 全面利用の場合は、2倍の利用料金です。
2) 専用更衣室の利用を含みます。
3) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。

外野施設 附属設備及び器具

区 分	単 位	利用料金
冷暖房設備(武道場のみ)	1時間	620
長机	1脚1回	70
パイプ椅子	1脚1回	50

◆多目的広場◆ (約13,500㎡)

区 分	体育目的の利 用	体育目的以外の利用	
		営利を目的と するもの	営利を目的と しないもの
6:30~9:00	2,500	50,000	25,000
	3,000	60,000	30,000
9:00~12:00	3,100	62,000	31,000
	3,700	74,000	37,000
12:00~17:00	5,100	102,000	51,000
	6,100	122,000	61,000
9:00~17:00	7,200	144,000	72,000
	8,600	172,000	86,000
時間帯によらない利用 (1時間)	1,350	27,000	13,500
	1,600	32,000	16,000

※ 下段は、土・日・祝日の料金です。

- 1) 半面利用の場合は、1/2の利用料金です。
2) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。
3) 準備、撤去等で利用する場合は、体育目的の利用料金とします。

◆エアロビクススタジオ◆ (118㎡)

区 分	利用料金
6:30~9:00	3,600
	4,320
9:00~12:00	4,300
	5,160
12:00~17:00	7,200
	8,640
17:00~21:00	7,200
	8,640
9:00~21:00	15,100
	18,120
時間帯によらない利用 (1時間)	1,900
	2,280

◆テニスコート◆ (1面264㎡)

区 分	単 位	利用料金
コート	1面 1時間	750
		800
照 明	1面 1時間	470
コインロッカー	1人 1回	100

◆スカッシュコート◆ (1面62.4㎡)

区 分	単 位	利用料金
コート	1面 1時間	850
		1000
ラケット	1本(ボール付き)	510

◆トレーニングジム◆ (131㎡)

区 分	利用料金
1人 1回	300
	360

◆研修棟◆

区 分	単 位	利用料金
A棟(8畳×3室) (6畳×1室)	1時間	1,400
		1,680
B棟(72.4㎡)	1時間	730
		880

※ 下段は、土・日・祝日の利用料金です。

- 1) エアロビクススタジオ・スカッシュコート・トレーニングジムについては、専用更衣室の利用を含みます。
2) 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。

◆外野ミーティングルーム◆ (40.0㎡)

区 分	利用料金
1時間	820

◆独占利用◆

区 分	単 位	利用料金
公園全域	1㎡につき(1日)	15

※ 利用料金は、算定した額に消費税を加算して得た額とします。

- 自由広場 …………… 3,596㎡
(15円×3,596㎡×1.1=59,334円)
■ イベント広場 … 4,444㎡
(15円×4,444㎡×1.1=73,326円)

減免基準に盛り込まなければならない項目

岡山県都市公園条例施行規則第 12 条第 5 項に基づく利用料金の減免基準

1. 次のいずれかに該当する場合には、有料公園施設等の利用料金を別表のとおり減免することができるものとする。
- ① 身体障害者若しくは65歳以上の者で組織する団体又は高校生以下の学校で組織する団体が主催し、スポーツのために使用する場で、それらの者のスポーツの振興のために特に必要と認めるとき。
 - ② 国民体育大会（岡山県予選会を含む。）等のために使用する場で公益のため特に必要と認めるとき。

別 表

減 免 対 象	減 免 の 額	備 考
(1) ①に該当するもので、入場料を徴収しない場合	利用料金の1/2に相当する額	附属設備・器具は除く
(2) ①に該当するもので、入場料を徴収する場合	利用料金の1/3に相当する額	附属設備・器具は除く
(3) ②に該当するもの	利用料金の全額	

注 ①に規定する「団体」とは、次のとおりとする

- (ア) 岡山県障害者スポーツ協会
- (イ) 岡山県高等学校野球連盟
- (ウ) 岡山県高等学校体育連盟
- (エ) 岡山県中学校体育連盟
- (オ) 岡山県小学校体育連盟
- (カ) その他理事長が適当と認めた団体（申請の際、団体の規約及び構成員名簿を提出させるものとする。）

2. プロ野球球団による入場料を徴収しないキャンプでの利用の場合
減免の額 利用料金の1/2に相当する額
3. 野球場広告掲示料で契約の相手方と契約の更新を行うに当たり、特に必要と認めるとき。
減免の額 知事の承認を得てその都度定める額
4. 売店の利用料金で契約の相手方と契約の更新を行うに当たり、特に必要と認めるとき。
減免の額 知事の承認を得てその都度定める額
5. プロ野球開催時に観戦者の集客及びプロ野球の誘致活動を支援するため、球場周辺の賑わい創出を図るイベント等を開催する場合

減免の額 利用料金の全額

6. 有料公園施設の利用について、倉敷スポーツ公園の広報に寄与する若しくは施設の管理運営等において特に必要と認められる事業等を実施する場合
減免の額 知事の承認を得てその都度定める額